

(3) 参加と協働・連携による地域づくり

多様化・複雑化する地域課題の効果的な解決に向けて、新施設周辺の富士見公園を中心としたさまざまな市民利用施設や、地域の人材・団体等の多様な主体と連携した取組を進めます。

また、生涯学習施設である(仮称)川崎市民館と労働者のための福利厚生施設である労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かし、これまでの各施設の利用者が互いの活動や事業を知り、参加しあうなど、両施設で活動する団体・サークルの連携など利用者相互の新たな交流を促進することにより、両施設の垣根を超えた相乗効果を生み出し、利用者の活動がより一層活性化していくための取組を進めます。

ア 施設間連携による取組の推進

地域団体が、お互いの活動を知り、新たなつながりが生まれるよう、団体間の交流の取組などを進めます。

主な取組	取組の内容
○市民館、労働会館の枠を超えた事業やイベント	これまでの2つの施設の利用者がそれぞれの活動などを知り参加できる事業やイベントとして、利用団体の活動を知ることや、その場で体験できるイベントを実施するなど、施設利用者の活動の発表の場を提供します。
○交流に利用可能なオープンスペース、児童室の設置	市民の交流の機会をつくるため、来館者が自由に無料で、打合せや歓談、作業等に利用できるオープンスペースを設置します。また、子育て世代の新たなつながりが生まれる場としても活用できる子育て支援スペースとして児童室を設置します。

《労働会館の取組》 サンピアン感謝まつり

労働会館を拠点として文化・芸術・スポーツ・学習等の活動を行っている団体や自主事業講座の受講者により構成されたサークル等が、日頃の活動を発表し、市民の皆様に観覧していただく、交流の場として開催している。

当日は、施設と団体・サークルが連携し、活動発表会や作品展示、活動者が講師となって開催する体験教室などを実施している。



発表会



作品展示



体験教室

イ 公園等の利用と一体となった取組の推進

新施設は、富士見公園への入口ともなる場所に立地しています。新施設で活動を行う、事業に参加するといった方々の利用だけではなく、公園を訪れた市民が、休息や憩いの場として利用できるよう、誰もが利用しやすい空間とします。また、公園や周辺施設と連動したイベントを行うなど、地域全体での賑わいを作り出す取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○公園や周辺施設と連動した交流イベント	地域全体での賑わいを作り出す取組を推進するため、富士見公園やカルッツかわさきなどの周辺施設と連動した交流イベントを実施します。
○公園利用者也利用しやすいテラス、更衣室等の設置	公園利用者との連続性・一体感を考慮し、富士見公園側に入口を設けるとともに、ギャラリー・売店・飲食スペース・テラスを配置します。また、公園利用者の利用も考慮し、地下に更衣室やロッカーを設置します。

《教育文化会館と富士見公園が連携した取組》

いきいきかわさき区提案事業

「子ども・若者居場所プロジェクト in 富士見公園」(パークチャレンジかわさき)

令和元～3年度のいきいきかわさき区提案事業で、川崎区地域教育会議が主催し、事業の実施にあたっては、教育文化会館と富士見公園南側(富士通スタジアム川崎ほか)の指定管理者が企画・運営に協力することにより、大人や子ども・若者みんなで富士見公園の緑に触れながら楽しい遊び場を作って遊ぶ機会を提供した。



ターザンロープ体験

《富士見公園における地域課題解決につながる取組》
富士通スタジアム川崎「夏祭り」

周辺町内会の人たちが、広い場所で「盆おどり」をしたいという要望がきっかけとなり、イベントで富士通スタジアム川崎のフィールドを開放している。中央に「やぐら」を組み、「盆踊り」の会場としており、大型遊具や射的、ヨーヨーすくい等の縁日などの子どもも大人も楽しめるアトラクションを設置している。場外にはキッチンカーを設置するなど、富士通スタジアム川崎全体をお祭り会場にすることによって、周辺町内会を巻き込んだ「周辺住民に新たな交流の場」を提供し、富士見公園に更なる賑わいをもたらしている。

富士通スタジアム川崎「アオハル祭り」

地域の大人たちに楽しんでほしいと、「あの青春（アオハル）をもう一度」をテーマにしたイベントで、20店舗以上の屋台のほか、ステージイベントや大型アトラクション、スポーツ体験などが行われ、手作りアクセサリなどのワークショップも実施した。



フィールドでの盆踊り



ウ 多様な主体と連携した取組の推進

新施設の運営などのさまざまな場面において、地域で活動する研究会・サークルをはじめ、企業や大学、NPO法人、地域団体などの多様な主体と連携し、地域の課題解決につながる取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○サークル、活動団体、企業、NPO法人などと連携したイベント	地域課題を把握・分析し、課題解決に寄与するため、サークルをはじめ、企業や大学、NPO法人など多様な主体と連携したイベントを実施します。
○まちの資源を活かしたイベント	地域の課題解決に取り組む企業・地域団体等と連携し、地域の自然、歴史、文化、産業など、魅力ある地域資源を活用しながら、地域のさまざまな現場に向向いて学ぶ、参加・体験型のイベントを実施します。

《教育文化会館で実施した川崎区における多様な主体と連携した取組》

かわさき区子育てフェスタ

区内で活動する団体・個人が実行委員となり、企画や運営を行っている。

子育て支援者同士が繋がり、子育て中のご家族に支援者や活動内容を知ってもらい、各活動者が交流・連携しながら、一丸となって地域子育て支援の充実を図るイベントで、支援者同士が交流することにより、活動の幅をより広く深くしていく機会ともなっている。



イベントステージ



作品展示

第5章 施設利用計画

1 基本的な考え方

これまでの施設利用者に加え、学生や公園利用者等の幅広い利用者に対応できるよう、市民意見を踏まえ、多様なニーズに応じた利用方法を取り入れながら、教育文化会館と労働会館の利用ルールを一本化して、新施設の利便性の向上を図っていきます。

2 休館日・開館時間

現在の教育文化会館及び労働会館は長年、市民・団体・企業等の利用に供しています。引続き、これまでの利用者に配慮し、現在の両施設の休館日、開館時間を基に設定します。

(1) 休館日

より多くの市民に利用されるよう、休館日は必要最低限の日数とします。

具体的には、年末年始のほか、施設や設備の保守点検など安全に施設を利用するため、月1回程度の定期的な休館日を設けることとします。

(2) 開館時間

開館時間は、原則午前8時30分から午後9時30分までとし、館内施設の貸出や利用時間は原則として午前9時から午後9時30分までとします。

また、開館時間内は、施設利用申込などに対応する窓口業務を行います。

【休館日及び開館時間】

休館日	年末年始（12/29～1/3）及び定期的な休館日
開館時間	午前8時30分～午後9時30分
館内施設の貸出・使用時間	午前9時～午後9時30分

【参考：現行施設の状況】

	労働会館	教育文化会館	市民館・分館
休館日	年末年始（12/29～1/3） 施設点検日（月1～2回程度）	毎月第3月曜日 年末年始（12/29～1/3）	
開館時間	午前8時30分～ 午後9時30分	午前8時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時
館内施設の貸出・利用時間	午前9時～午後9時30分 ※交流室は午後9時まで ※労働資料室は午後5時まで	午前9時～午後9時30分 ※市民ギャラリーは 午後9時まで	午前9時～ 午後9時

3 施設の概要

新施設に求められる役割を担えるよう、次のとおり利用に供する施設を配置します。

(「資料編 施設の配置について」参照)

区分	施設利用における考え方	対象施設等
(1) 貸出施設	利用者が申請（予約）することで、占有して利用することができる施設	【ホール】 ホール（楽屋（5室）、リハーサル室含む） ミニホール（楽屋含む） 【多目的室】 ルーム（11室）、交流室 【教養室】 体育室（2室）、スタジオ（4室）、音楽室、和室（2室）、料理室、実習室（2室） 【その他】 市民ギャラリー、オンラインルーム ※（ ）は部屋数
(2) オープン 利用施設	原則として、申請（予約）せずに個人でも無料で利用することができる施設	オープンスペース、市民活動コーナー、児童室、図書コーナー
(3) 便益施設	利用者の利便性の向上等を図るための施設	【屋内】 ロッカースペース、更衣室、売店/飲食スペース、便所（多目的含む）、給湯室、調乳室・授乳室、救護室 【屋外】 駐車場、駐輪場、テラス、広場

(1) 貸出施設

利用者が申請（予約）することで、占有して利用することができる施設です。

ア 利用方法（予約方法）

貸出施設を利用するための予約方法は、現在の教育文化会館・市民館の利用方法（予約方法）を原則とします。

ただし、オンラインルームは、オープン利用施設の利用ルールと調整を図りながら利用方法を設定します。

(7) 抽選による利用申込

全ての貸出施設について、まずは抽選による利用申込を行います。

ホール	利用する日が属する12か月前の初日に利用申込を行い、利用申込が重複した場合には抽選を行います。抽選後に予約を受付けます。 ※付随する楽屋、その他の貸出施設を同時に利用する場合は、同時に予約を受付けます。
-----	--

ミニホール	利用する日が属する 6 か月前の初日に利用申込を行い、利用申込が重複した場合には抽選を行います。抽選後に予約を受付けます。 ※付随する楽屋、その他の諸室を同時に利用する場合は、同時に予約を受付けます。										
多目的室・ 教養室	利用日の 4 ヶ月前の 17 日から 23 日までに抽選申し込みを行い、24 日に抽選を行います。25 日以降に予約を受付けます。 ※「ふれあいネット」での利用申請を原則とします。										
市民ギャラリー	受付期間は使用時期により、以下とします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>使用時期</th> <th>受付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月、11月、12月</td> <td>4月の第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>1月、2月、3月</td> <td>7月の第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>4月、5月、6月</td> <td>10月の第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>7月、8月、9月</td> <td>1月の第2木曜日</td> </tr> </tbody> </table>	使用時期	受付期間	10月、11月、12月	4月の第2木曜日	1月、2月、3月	7月の第2木曜日	4月、5月、6月	10月の第2木曜日	7月、8月、9月	1月の第2木曜日
使用時期	受付期間										
10月、11月、12月	4月の第2木曜日										
1月、2月、3月	7月の第2木曜日										
4月、5月、6月	10月の第2木曜日										
7月、8月、9月	1月の第2木曜日										

※1 ホール・ミニホールの申込では、抽選期間前でも他の施設を同時に申込できます。

※2 利用申込期間よりも前の利用申請は、現在の教育文化会館及び労働会館における取扱いを基本とします。

(イ) 先着順による利用申込

全ての貸出施設について、抽選終了後、空いている施設については、先着順で予約を受付けます。

イ 利用区分（貸出区分）

午前・午後・夜間の3区分や時間単位等、現在の教育文化会館及び労働会館の利用状況等を踏まえ、貸出施設ごとに使いやすい利用区分とします。

【参考：現行施設の状況】

		午前	午後	夜間	全日
教育文化会館		9時～12時	13時～17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分
労働 会館	ホール	9時～ 11時30分	12時30分～ 16時30分	17時30分～ 21時30分	9時～ 21時30分
	ホール、 交流室以外	9時～12時	13時～17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分
	交流室	昼間 9時～17時（2時間単位）		夜間 17時～21時（2時間単位）	
他区 の市 民館	ホール、 リハーサル 室	9時～ 11時30分	12時30分～ 16時30分	17時30分～ 21時	9時～21時
	会議室、 教養室	9時～12時	12時～17時	17時30分～ 21時	9時～21時

ウ 料金体系の考え方

施設として一本化した料金体系とします。受益者負担の原則により、利用者には適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、現在の教育文化会館及び労働会館の料金体系や、市内外の類似施設の利用料等を参考としながら、今後条例において位置付けます。

なお、減免措置は、現在の教育文化会館及び労働会館の減免措置の取扱いを基本に検討します。

エ 飲食の考え方

原則として、飲食を伴う利用（昼食会、懇親会など）を可能とします。

ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食（賀詞交歓会や会議後の懇親会など）は、事前に申請を行うなど、一定の手続きを前提とします。

(2) オープン利用施設

原則として、申請（予約）せず個人でも無料で利用することができる施設です。

ア 利用ルールの設定

利用者同士の新たな交流やつながりづくりのため、誰もが使いやすい利用ルールを開館までに設定します。

例えば、利用方法、利用時間のほか、交流、歓談、打合せ等の場所として、会話や飲食を可能とする場所（スペースの区分け）や、物品の販売の可否などのルールを設定します。

イ 占有利用の考え方

占有利用を行う場合は、申請（予約）することとし、適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本に検討します。

例えば、和室、料理室、実習室は、それぞれオープンスペースに隣接しており、一体的な利用が可能です。各室を利用する際に、併せて申請して予約することで、隣接するオープンスペースを占有利用することができます。

ウ 図書コーナーの考え方

図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。

図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍・資料（労働資料）に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、市立図書館との連携について検討します。

エ 市民活動コーナーの考え方

オープンスペースに川崎区の市民活動コーナーの機能を付加し、オープンスペースの利用ルールと調整しながら、市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるよう運営していきます。また、隣接する作業室には、印刷機器等を設置し、登録制で利用できます。

オ 児童室の考え方

講座受講者等の託児・育児スペースや、来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとして設置します。主な利用対象は未就学児とし、室内には授乳室やキッズトイレを設けます。

(3) 便益施設

利用者の利便性の向上等を図るための施設です。売店・飲食コーナー、調乳室・授乳室、更衣室などについては、新施設の利用者だけではなく、富士見公園の利用者をはじめ、富士見周辺地区を訪れた人も気軽に利用できるようにします。

4 災害時の対応

新施設としての業務継続計画（BCP）の作成や、令和元年東日本台風の教訓を踏まえた風水害対策など、各局区と連携した防災対策を実施するとともに、本市地域防災計画等において、次の防災機能を有する施設として位置付けます。あわせて、施設・設備面における防災対策を実施することで、安全・安心な施設利用を図ります。

【新施設が備える防災機能】

名 称	内 容
区災害ボランティアセンター	災害時に災害ボランティアの受付や調整などを行う拠点
避難所補完施設	地域の実情に応じて緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設
津波避難施設	津波警報等が発表された際に、避難者が一時的に避難・退避する施設
帰宅困難者用一時滞在施設	地震発生時に帰宅困難者を一時的に受入れる施設
川崎区の危機管理本部の代替施設	川崎区役所（7階）に区本部が設置できない場合等に代替となる施設

【参考：現施設が備える防災機能】

施 設	名 称
労働会館	区災害ボランティアセンター、避難所補完施設
教育文化会館	区災害ボランティアセンター、避難所補完施設、 津波避難施設、帰宅困難者用一時滞在施設 川崎区の危機管理本部の代替施設

【参考：施設・設備面における防災対策】

1 耐震対策

- ・構造躯体に鉄筋コンクリート造の耐震壁と鉄骨の耐震ブレースの耐震要素を増やすとともに、耐力要素の偏りを解消して、所定の耐震強度を確保する。
- ・ホールの特定天井対策は、荷重負荷の軽減と音響性能の確保等を考慮した結果、天井材は吊らずに建物と天井を一体化する方法（準構造化）とする。

2 洪水・津波対策

- ・現在の駐車場に、想定浸水深（3メートル）以上の高さ（2階レベル）の設備置場を新設し、電気設備・空調設備・受水槽等を設置する。また、1階の書庫には、入口に防水扉を設置する。
- ・浸水後も施設の機能が維持できるよう、事務室・設備監視室を2階に設置する。

3 トイレ対策

- ・現在の駐車場に広場を設け、マンホールトイレの設置場所とするとともに、施設内にマンホールトイレの上屋を備蓄する。

4 停電対策

- ・停電時においても防災機能を維持できるよう、必要な電気容量を考慮した上で、72 時間分の発電設備を設置する。
- ・再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置する。

第6章 広報計画

1 基本的な考え方

新施設は、多くの市民が施設を訪れ、交流や活動の拠点となるよう、事業への参加者等を増やすための事業広報だけではなく、施設自体の魅力を伝え、施設の認知度を高め、利用促進を図る施設広報も行い、バランスよく広報活動を展開します。

多くの市民に利用してもらうために、より多様な世代の市民に情報を届けることが必要になります。世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、設定した対象に届けるための適切な手法により広報活動を行います。例えば、若い世代対象にはインターネットなどの情報提供ツールを用い、高齢者層向けには紙媒体を活用することなどが考えられます。また双方を併用することで、より広範に情報を届けられるように考慮していきます。

また、新施設の情報を提供するだけにとどまらず、市民や近隣商業施設と連携した多様で幅広い視点により広報活動を展開するとともに、富士見公園や周辺施設等と連携し、相互に広報協力を行うことにも取り組みます。

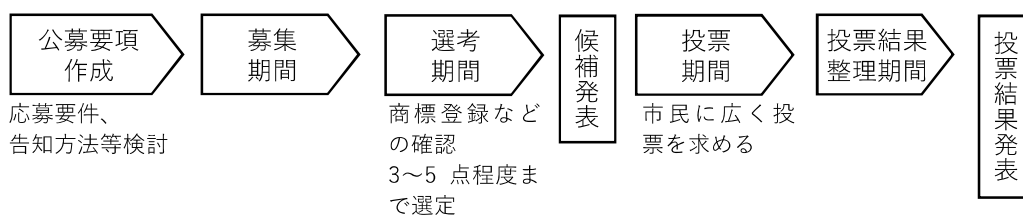
2 開館までの広報活動

新施設を広く市民に知ってもらい、開館した際には多くの方に利用してもらえるように、本計画策定後から開館までの期間を活用した広報活動を行います。

(1) 愛称の募集

市民に愛着や親近感を持ってもらうとともに、施設の知名度向上などをめざし、愛称を募集します。公募作品から数点を選定し、市民に広く投票を求めることとします。

【手続きイメージ】



(2) プレイベント

施設の広報の一環として、新施設への期待を高めるプレイベントを実施します。

また、プレイベント等の実施により、開館前から市民が関わる取組や、関係団体等とのネットワークを構築するなど、開館後の事業実施体制の基礎を作ります。

【事業イメージ（例）】

- ・施設をオープン前に見学してもらう事前施設見学会
- ・労働会館クロージング記念事業
- ・教育文化会館クロージング記念事業
- ・市民企画事業
（地域の事業や市民団体の活動で、新施設の「開館プレ事業」と位置づけ、冠をつける事業）
- ・市内学校等への働きかけと連携（アウトリーチなど）

(3) その他

広く市民に周知を図るため、ホームページの開設や施設パンフレットの作成など、さまざまな媒体を活用しながら認知度を高めます。

3 開館後の広報活動

開館後は、施設広報と事業広報をバランスよく、次のような媒体を組み合わせる効果的に展開します。

広報ツール	内容など
ホームページ	新施設で行う事業や利用団体の活動及び施設利用のルールなどについて情報を提供します。
新施設通信 (定期的発行)	新施設で行う事業や利用団体の活動などについて、定期的に紙媒体で情報を提供します。
SNS	若い世代向けに、オンタイムで、施設で行う事業等の情報を提供します。
施設パンフレット	開館を告知し、施設概要の情報を提供します。
事業チラシ	新施設が行う各事業について、募集チラシを作成し、より多くの多様な市民に参加してもらうための情報が行き届くようにします。
市広報誌	「かわさき市政だより」など市の広報媒体により、新施設で行う事業の情報をより広範に提供します。
デジタルサイネージ	新施設で行う事業の情報提供にとどまらず、富士見周辺地区施設の事業の情報や、利用団体の活動情報を提供します。

第7章 運営組織

1 基本的な考え方

労働会館は、多様化する市民ニーズ等に、より効率的・効果的に対応するために、民間の知識やノウハウを活用し、サービスの向上と経費の縮減の両立を図ることを目的として、平成18(2006)年4月から指定管理者が施設の管理をしています。また、(仮称)川崎市民館は、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」に基づき、指定管理者制度を導入することとします。

新施設は、複合施設である特性を十分に活かせるよう、施設の一体的な運営や利便性を確保する必要があります。このため、1つの指定管理者が施設全体の管理運営を行うこととし、指定管理の対象施設は、新施設と大師分館と田島分館とします。

また、利用者に親しまれるとともに市民館と労働会館の各機能を有効に活用していくためには、利用者ニーズを的確に把握することや、その運営への利用者の参画が欠かせないため、利用者や施設管理者等が日常的なコミュニケーションを図ることができるような仕組みを構築します。

2 指定管理者制度導入にあたっての視点

新施設への指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めます。

(1) 社会教育振興・勤労者福祉の継続

社会教育の振興については、社会教育法に則り、教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。区役所においては、引続き、教育委員会の事業を補助執行する形で、指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、しっかりとマネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

勤労者福祉事業については、労働会館の設置目的である労働組合その他諸団体の健全なる発達と労働者の勤労意欲の向上に資するため、引続き、経済労働局が主体となり、労働者のための研修会、講演会を開催するなど、その役割を果たしていく必要があります。新施設においても、指定管理者と連携し、労働学校や各種講座を開催することなどにより、効果的な勤労者福祉の取組を推進します。

(2) 施設運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積や、施設の安定性確保(従事者の短期間雇用と低賃金等)といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきたサービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって事業者と一体となった運営を行うことが必要になります。

また、サービスの実施にあたり、事業者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進し、市民団体やボランティア等とは指定管理者も関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

(3) 市と指定管理者との意思疎通、業務履行状況確認のためのモニタリング

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成をめざさなければなりません。

市が指定管理者と意思疎通を図ることで、市も施設の業務や地域ニーズをしっかりと把握し、市の意向を踏まえた運営を行っていきます。

市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルなどさまざまなレベルでの打合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策や勤労者福祉施策の方向性の確認や利用者ニーズの把握を共有することで認識の共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的な取組を行います。

さらに、市は仕様書に定める業務が確実に履行されているかを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容を確認するとともに、施設の維持管理状況やサービスの質等の報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

(4) 市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。

特に、社会教育振興事業については、これからの社会教育を指定管理者とともに更なる推進を図り、区域全体で幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力が、これまで以上に求められます。そのために市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対して、しっかりと指導を行う必要があります。

施設に関わる職員全てが社会教育・勤労者福祉やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高めあい、相乗効果による能力向上をめざします。

(5) 災害対策

新施設では、指定管理者による管理・運営を行いますが、災害時において、指定管理者は市が実施する災害対策に協力する必要があります。指定管理者制度導入施設には、災害時の利用者の安全確保を行うとともに、災害時には公的施設としての役割を果たしながら、本市の活動状況を踏まえた対応や、通常業務への復旧等、さまざまな業務が発生する可能性があり、事前の備えが求められます。

そこで、「指定管理者制度導入施設における災害対応に関する方針」（令和2（2020）年7月）に基づき、事前の備えをするとともに、施設に求められる災害対応を踏まえ、市と指定管理者が締結する協定書へ反映します。

3 市と指定管理者の役割分担

市と指定管理者が、それぞれの役割を担い、連携して施設管理や事業運営を行います。また、基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

(1) 施設管理業務

施設管理業務（貸館、施設維持管理等）は、指定管理者が中心に担うこととします。

(2) 社会教育振興事業・勤労者福祉事業

○講座や労働学校の内容の決定に関しては、市が行います。その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用します。講座や労働学校の運営に関しては、指定管理者が中心となって行います。

○地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関する事については、市と指定管理者が連携して行います。

○社会教育関係団体及び労働組合その他諸団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となって行います。



4 管理運営主体の組織と業務内容

施設の一体的な運営や利便性を確保するため、管理運営主体たる指定管理者には、現行の状況を踏まえ、新施設の「経営」全体を統括する館長を置き、その下に「事業担当」、「貸館担当」、「図書コーナー担当」、「舞台技術担当」の4部門を設置することを想定しています。

なお、事業、貸館、オープン利用施設が一体となって展開されるよう、各部門が連携して運営します。

【指定管理者の組織体制】

新施設 役職・担当		新施設の業務内容		参考：現行施設の状況	
館長	施設の管理運営全体の統括	労働会館 役職・担当	教育文化会館 役職・担当	館長	館長
事業担当	事業の企画・実施、事業の広報、ウェブサイト・SNS等の運用管理	副館長	社会教育振興担当	事業・貸館担当	管理担当 ※総合管理運営業務は委託
貸館担当	貸館受付、来館者対応、利用案内・パンフレット等の作成・配布	労働資料室担当		労働資料室担当	
図書コーナー担当	館内資料（労働資料、一般図書）の提供、市立図書館との連携	舞台技術担当		舞台技術担当	

5 管理運営主体に求めるもの

管理運営主体には、民間事業者の創意工夫を発揮し、新施設の設置目的を達成するために、以下のことが求められます。

(1) 地域の特性や実情に精通した専門性の高い人材の確保

新施設は、川崎区内や富士見公園における地域の拠点を担う施設であること、また、事業運営等に当たっても、市民の学習や身近な課題の解決に向けた支援が必要であることから、指定管理者の各担当には、それぞれ高度な専門知識を有し、かつ、地域の特性や実情に精通した人材を確保・育成することが求められます。

(2) 市民や地域との積極的な関係づくり

市民が主体的に地域社会に関わるためには、施設の事業や運営に関わることができる機会をより多く設けることが求められます。こうしたことから、新施設での活動を通じ、「人と人が出会い」「交流する場をつくり」「活動を媒介とする新しいコミュニティ形成」につながるよう、市民や地域との関係づくりに資する事業に、積極的に取り組むことが求められます。

また、都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生と活性化のため、富士見公園施設（富士通スタジアムかわさきなど）や、カルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）の運営主体と連携して、事業運営等に取り組むことが求められます。

(3) 利用者サービスの向上や効率的な運営に向けたノウハウ

施設利用者の声に耳を傾けるなど、きめ細かな対応により、運営面での質的向上が図られるよう、施設利用者との積極的なコミュニケーションが求められます。

また、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが垣根を感じることなく気軽に施設を訪れ、互いに交わることができるよう、筆記、介助、通訳、車椅子への対応など、施設利用上の障壁を取り除くため、必要な支援を行うことが求められます。

(4) 長期的な視点による施設の維持管理

施設の長寿命化、コストの縮減を常に意識し、効率的な設備運転や予防保全の取組を行うことで、長く快適に施設を維持していくことが求められます。

6 利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくり

新施設が川崎区内や富士見公園における地域の拠点となるためには、利用者も「利用する」立場だけではなく、施設運営に関わっていくことが望ましいことから、利用ニーズの適切な把握に努めるものとし、利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくりを行っていきます。

(1) (仮称) 利用者懇談会

労働会館では施設の管理運営の充実につなげていくため、利用者懇談会を設置していることを踏まえ、新施設に関心のあるさまざまな立場の方々が集まり、新施設の事業や運営のための意見をいただく場として、「(仮称) 利用者懇談会」の設置を検討します。

(2) 社会教育委員会議専門部会

市民館では、川崎市社会教育委員会議の市民館専門部会として、学校教育関係職員、社会教育関係団体からの推薦者、一般公募した市民委員、学識経験者等のさまざまな立場の委員が、各種事業の企画実施等の調査・研究を行っています。新施設では、引続き、社会教育委員会議専門部会を設置します。

(3) 民間活用事業者選定評価委員会

選定評価委員会は、外部委員のみで組織し、施設の管理運営に関して専門的知識又は経験を有する者及び公認会計士又は税理士等のうちから選任します。指定管理者の評価にあたっては、指定管理者から所管課に提出される事業報告書や利用者満足度調査報告書等の提出書類を基に行いますので、指定管理者のセルフモニタリングでは、サービスの質の確認やサービスの改善のため利用者の意見や要望を収集する必要があります。

第8章 運営収支

1 基本的な考え方

指定管理者制度（利用料金制）を導入した上で、貸館利用の促進を図り、同時に計画的かつ効率的・効果的な施設管理を行い、民間事業者の経営的なノウハウを取入れた効果的な運営を行います。

2 収支構造とめざす運営

(1) 利用料金収入の向上

諸室の利用状況を踏まえ、必要な再編整備や多機能化・高機能化・可変性の確保により、利用率の改善に努め、利用料金収入の向上を図ります。

(2) 受益者負担の原則及び資産の有効活用

駐車場については、「施設駐車場の適正利用（有料化）の拡充の考え方」（平成28（2016）年7月）に基づき、新施設においては有料化を検討します。また、ロッカーについては、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて、利用ルール等について検討していきます。

施設を利用する上で必要な物品や飲食物等の販売（自動販売機や売店）については、あらかじめ範囲を指定した上で指定管理者の業務とし、収益を活用した施設への還元の提案を指定管理者に求めるものとします。

(3) 民間の経営手法の導入

民間のもつ優れた経営ノウハウ、発想やネットワークを最大限に活かし、効率的・効果的な運営のもと、運営費・維持管理費・光熱水費の削減に努めます。

(4) 市の負担

新施設の収支は、管理運営に係る支出と収入で構成するものとし、支出（人件費、運営費、維持管理費、事業費、光熱水費等）が利用料金収入及びその他収入を上回る部分について、その内容を精査した上で、市が一定の経費（指定管理料）を負担します。

【参考 収支構造】

支 出		収 入	
項 目	内 容	項 目	内 容
人件費	職員給与、福利厚生費など	利用料金収入	施設などの利用料金収入
運営費	旅費交通費、通信費、消耗品費、機器のリース代など	その他収入	自動販売機収入など
維持管理費	警備費、清掃費、設備保守点検費、修繕費など	指定管理料	市の経費負担
事業費	講座、研修、イベントなどの事業経費		
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料		

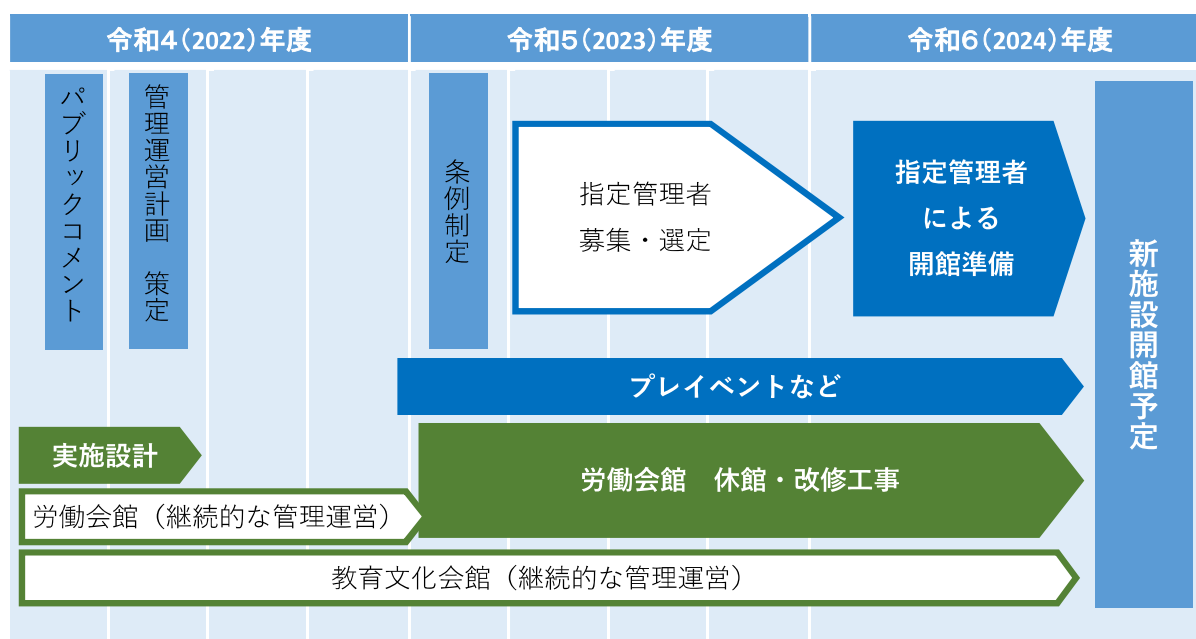
第9章 今後のスケジュール

今後予定されている新施設開館までのスケジュールは以下のとおりです。

令和6（2024）年度中の開館をめざし、施設整備面では、令和4（2022）年度中に実施設計を行い、令和5（2023）年度から改修工事に着手する計画となっています。

管理運営に関しては、本計画の後、令和5（2023）年度に施設設置条例の制定を行い、その後、指定管理者の選定を行います。令和6（2024）年度から指定管理者による開館準備期間を経て、開館を迎える計画です。

また、新施設の周知や機運醸成に向け、プレイベントを実施します。



資料編 施設の配置について

施設配置の検討は、実施設計として行っているものですが、ソフト面とハード面の一体的な検討に必要な事項であることから、参考として本計画に図面等を掲載しています。実施設計では、工事を行うために必要となる各種図面や工事費算定用の積算書などを作成します。主要内容から順次確定させて、詳細な内容の検討に移行していきます。令和4（2022）年度中の実施設計完成に向けて、今後、お示しした施設配置を基に、内外装や諸室の付属備品、工事費算定、工事工程などを検討していきます。

1 施設配置の考え方

「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」の実現に向けて、多様なニーズや利用者の増加に対応するため、基本計画で整理した考え方を基に、スペースの再構築と有効活用を図りながら施設を配置します。

《基本的な考え方》

- ・多様な活動に対応するため、様々な用途に使用できる汎用性が高いスペースと、専門的な用途に必要な機能を有するスペースを整備
- ・利用状況等を踏まえた規模等の適正化や共用化
- ・諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保
- ・オープンスペース等の市民ニーズの高い新たなスペースの創出

《検討の視点》

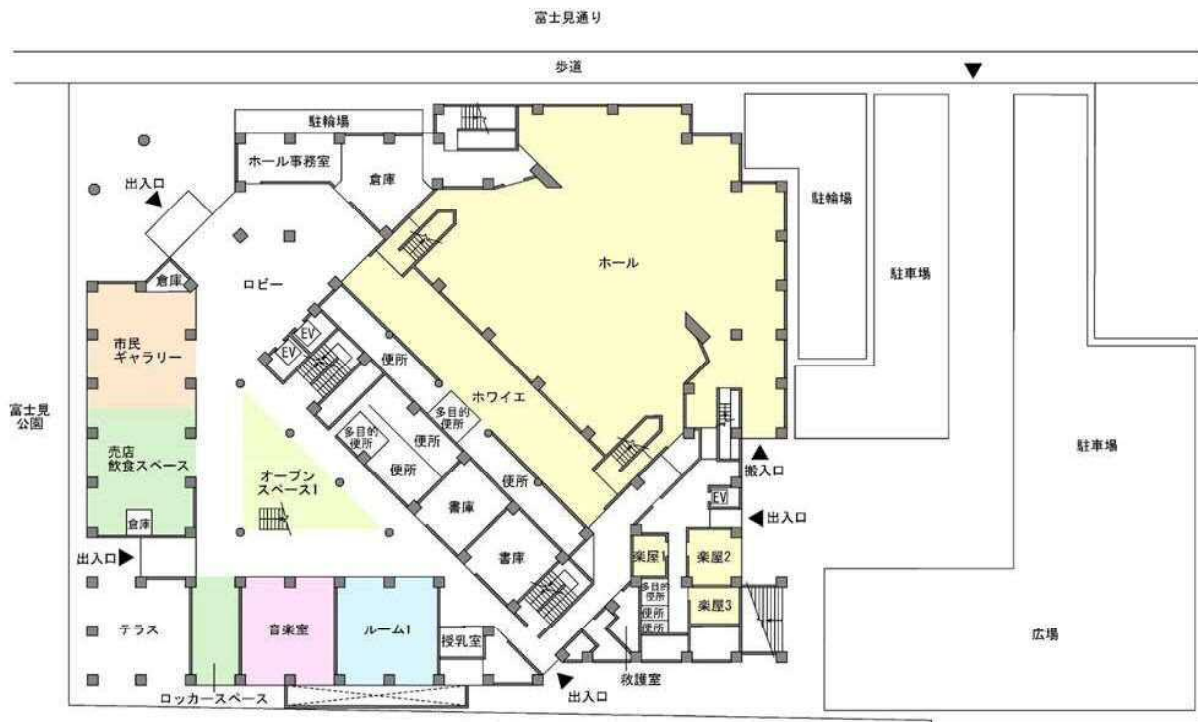
- ・利便性の向上や利用イメージを想定したハードとソフトの一体的な検討
- ・市民意見（利用者アンケート、ワークショップ等）を踏まえた検討
- ・バリアフリーの確保や動きやすい動線の考慮

2 施設配置

地下1階

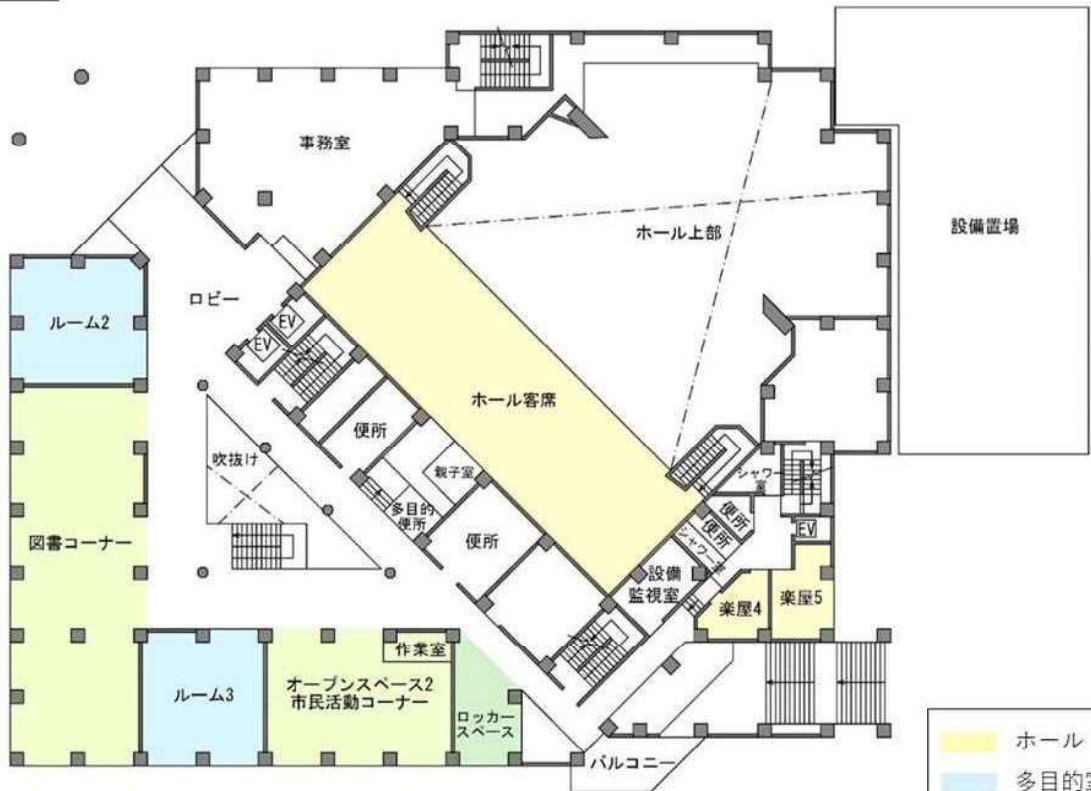


1階・外構



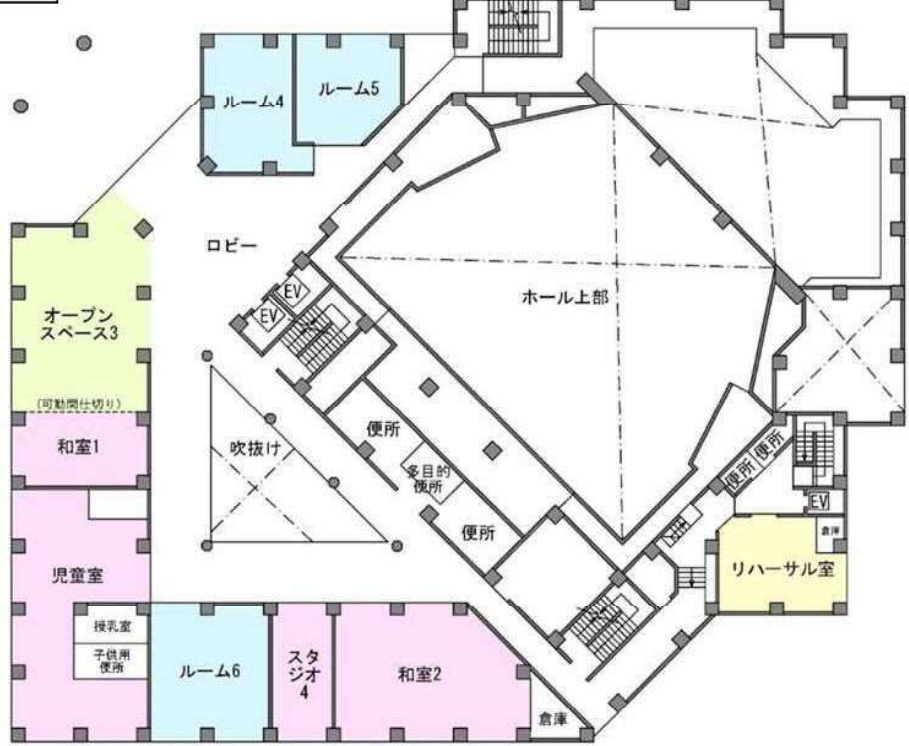
※今後の検討により変更が生じる場合があります。

2階



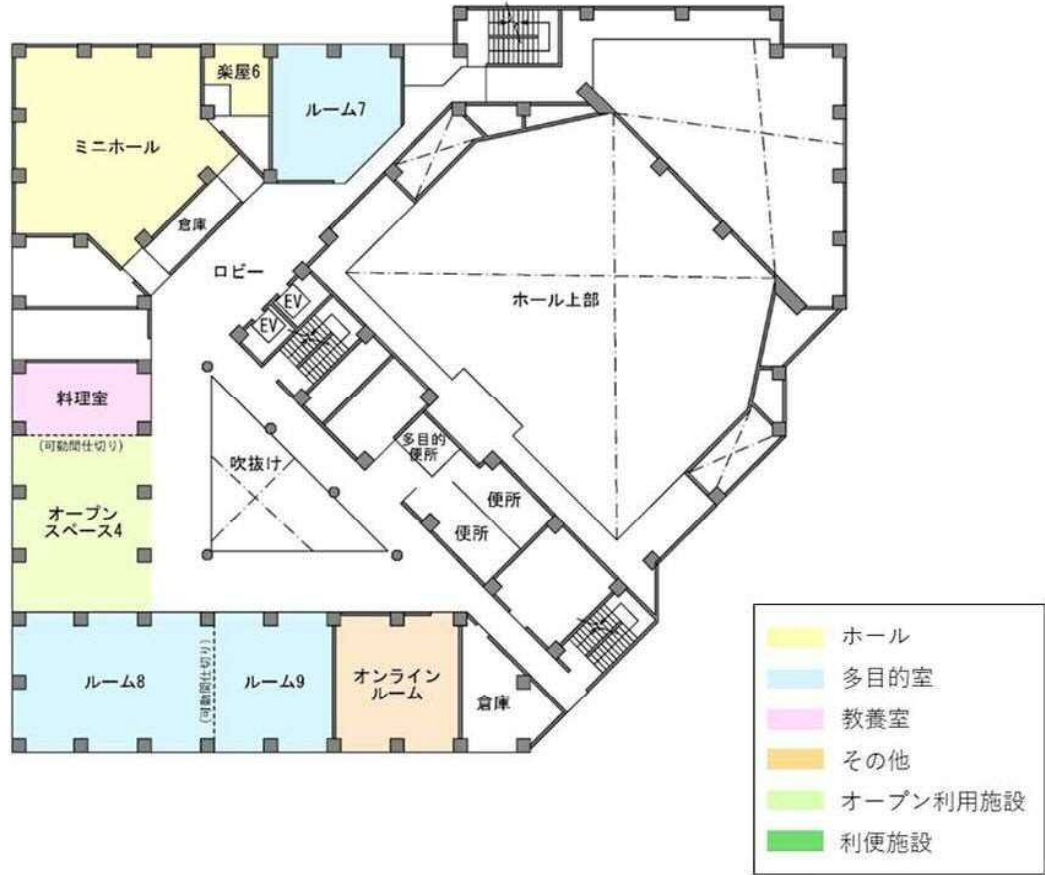
- ホール
- 多目的室
- 教養室
- その他
- オープン利用施設
- 利便施設

3階

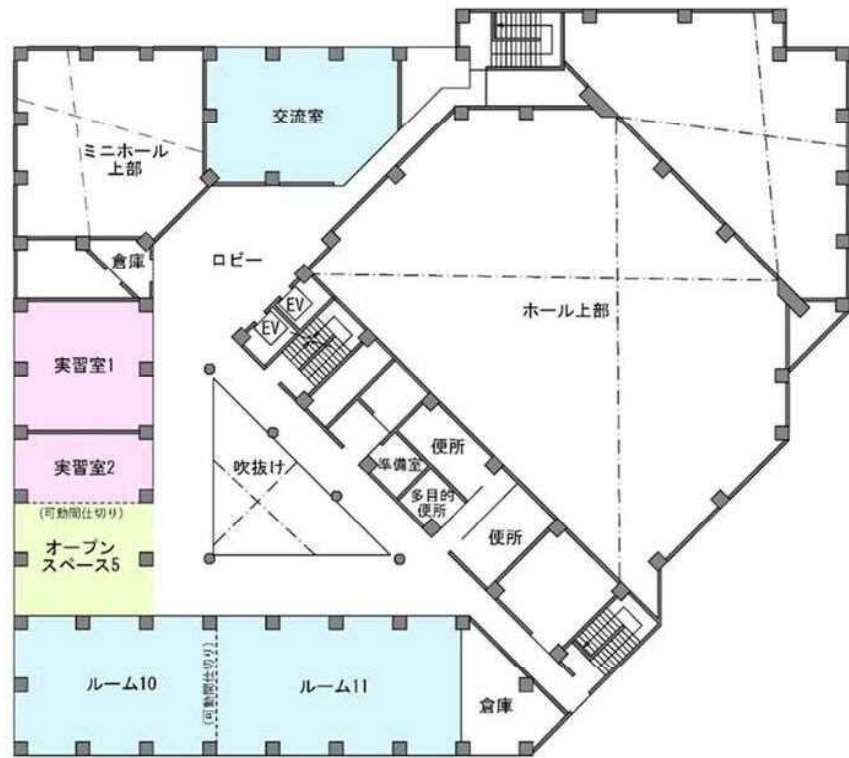


※今後の検討により変更が生じる場合があります。

4階



5階



※今後の検討により変更が生じる場合があります。

3 施設の概要

室名		階数	想定定員 ※1	防音 ※2	概要
ホール					
ホール		1～2階	670人	◎	プロセニウム式の舞台で、現ホールと同等以上の音響設備や照明機材を備えた多目的ホールです。 1階客席は可動席として2階客席下部に収納でき、1階は舞台部分を含めて全体を平土間として利用できます。 なお、車椅子席、親子席を設けるほか、難聴者用の補聴システムを導入します。 【利用想定】講演会、セミナー、音楽会、演劇、舞踊・ダンス等
楽屋（5室）		1～2階	4～10人		ホール利用者用の楽屋です。 楽屋エリアには新たにエレベーターを設けるとともに、1階楽屋から舞台までの動線は段差のない経路を確保し、車椅子使用者等の円滑な移動を確保します。
リハーサル室		3階	25人	◎	ホール利用者がリハーサル等で利用ができます。 ホール利用者による予約がない場合には、一般貸出を行い、音楽や軽運動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱、ダンス、体操等
ミニホール		4階	150人	◎	音響設備や映像設備を備えた多目的で利用できるミニホールです。 スタッピングチェア（積み重ねて収納することができる椅子）と可動式段床の床面を倉庫や壁面に収納することで、ミニホール全体を平土間として利用できます。 【利用想定】講演会、講座、セミナー、音楽会、演劇、舞踊等
楽屋		4階	4人		ミニホール利用者用の楽屋です。
多目的室					
ルーム（11室）	1～3	1～2階	各36人	○	長机・椅子等を配置した汎用性の高い部屋です。 防音性や防汚・防水性を備えた壁材・床材とすることで、一般的な会議や研修のほか、軽運動や工作などの様々な用途で利用できます。 また、ルーム8・9及びルーム10・11は、可動間仕切りを開放して、2つのルームを一体化して利用できます。 なお、ケータリングを想定し、ルーム10・11に近い位置に配膳用の準備室を設置します。 【利用想定】会議、懇親会、映像鑑賞、軽運動、工作、手芸等
	4、5	3階	各18人		
	6		36人		
	7	4階	30人		
	8		72人		
	9		36人		
	10	5階	72人		
11	90人				
交流室		5階	30人	○	会議机を設けてあり、重要な会議や懇談会などでの利用ができます。 【利用想定】会議、懇談会、賓客の控室等
教養室					
体育室（2室）	1、2	B1階	各40人	◎	軽運動や音楽活動等で利用できます。 設置されている運動器具（卓球台など）や壁面の鏡を利用した活動ができます。 【利用想定】バレエ・ダンス、卓球、空手、ヨガ、楽器演奏、合唱等
スタジオ（4室）	1～3	B1階	8～16人	◎	楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。 【利用想定】バンド練習、ピアノ練習、楽器演奏、合唱、ダンス等
	4	3階	12人		
音楽室		1階	40人	◎	ピアノ等の楽器の演奏や合唱などの音楽活動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱等
和室（2室）	1、2	3階	20～40人		炉や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流などの活動に利用できます。 和室1は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、和室で点てたお茶を振舞ったり、小規模な舞踊の発表等が考えられます。 【利用想定】茶道、華道・生け花、着付け、和裁、日本舞踊、ヨガ等
料理室		4階	20人		調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。 また、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、調理した料理の試食や食のイベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】料理、子ども食堂等
実習室（2室）	1、2	5階	10～24人	○	作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁などの創作活動に利用できます。 また、実習室2は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、イベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】工作、絵画、洋裁、陶芸、七宝焼等
その他					
オンラインルーム （※室内に打合せスペース・個人ブースを設置）		4階	—	○	少人数の打合せスペースや個人ブースを設置して、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン会議の場などに利用できます。 【利用想定】オンライン会議、スタジオ配信、会議・打合せ、個人学習等
市民ギャラリー		1階	約90㎡		可動展示壁やスポットライトなどを備えた市民の作品展示の場です。 多くの方に作品等を見ていただけるよう、エントランス付近に配置します。 なお、市民ギャラリーとは別に、館内の壁面を利用して作品の展示ができるよう、ピクチャーレールやスポットライトの設置を検討します。 【利用想定】作品の展示等

室名		階数	防音 ※2	概要
オープン 利用 施設	オープンスペース (6か所)	B1 (B1階) 1 (1階) 2 (2階) 3 (3階) 4 (4階) 5 (5階)	各階	来館者が自由に無料で、打合せや歓談、作業等に利用できるスペースとして設置します。 《各オープンスペースの特徴や利用想定》 ・オープンスペースB1 ダンス利用を想定し、壁面に大きく鏡を設置します。 ・オープンスペース1 隣接する売店の飲食スペースにも利用できます。 ・オープンスペース2 市民活動コーナーの機能を付加します。 ・オープンスペース3～5 隣接する和室、料理室、実習室との一体的な利用が可能です(開館までに占有手続き・受益者負担のあり方等について検討していきます)。
	市民活動コーナー (作業室含む) (※オープンスペース2に設置)	2階		オープンスペース2に川崎区の市民活動コーナーの機能を付加します。 オープンスペースの利用ルールと調整しながら、市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるよう運営していきます。 また、隣接する作業室には、印刷機器等を設置し、登録制で利用できます。
	図書コーナー (閲覧席含む)	2階		約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。 図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、開館までに市立図書館との連携について検討していきます。 なお、書庫に収蔵された労働資料は、図書コーナーでの閲覧が可能です。
	児童室 (授乳室・キッズトイレ含む)	3階	○	講座受講者等の託児・育児スペースや、来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとして設置します。 主な利用対象を未就学児とし、室内には授乳室やキッズトイレを設けます。
便 益 施 設	ロッカースペース	1～2階		利用団体が活動に必要な物品を保管するためのロッカーを設置します。多様な活動内容に対応できるよう、複数のサイズを設置していきます。 また、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて利用ルール等について検討していきます。
	更衣室 (男・女・多目的各1室)	B1階		体育室等の施設利用者や公園利用者の着替えの場として設置します。ロッカーを設置するほか、車椅子でも利用しやすい広さや設えにします。
	売店/飲食スペース	1階		食品や飲料、文房具等の販売を中心とした売店と、隣接して飲食スペースを設置します。食品は、弁当やおにぎり、パン、お菓子等を想定しています。
	駐車場	屋外		施設利用者の駐車場です。車椅子利用者用や搬入車両用の駐車枠も設置します。 また、開館までに受益者負担のあり方等について検討していきます。
	駐輪場	屋外		施設利用者の駐輪場です。自転車のほか、自動二輪車・原動機付自転車の駐輪枠も設置します。
その他の施設 ●多目的便所 (各階) 車椅子利用者等が利用しやすい広さのトイレを設置し、オストメイト・介助用ベッド等を分散して設置します。 ●給湯室 (各階) 湯茶等に利用できる給湯室を設置します。 ●調乳室・授乳室 (1階・3階児童室内) ●救護室 (1階) ●テラス (屋外) 施設利用者の歓談や公園利用者の休憩等で利用できるよう、公園に面した位置に設置します。 ●広場 (屋外) 屋外のオープンスペースです。災害時は、マンホールトイレの設置場所として利用します。				

※1：想定定員は、利用できる概ねの人数を示しています。一部、人数以外で表記している施設もあります。

※2：防音は、以下の性能を目安とします。

◎は、高い防音性能を有し、楽器等の利用が可能

○は、中程度の防音性能を有し、会議等のマイクや映像の音声の漏れにくい。

※3：室名、想定定員、概要は今後の検討により変更する場合があります。

(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画

令和 4 (2022) 年 8 月

川 崎 市

川 崎 市 教 育 委 員 会

経済労働局労働雇用部

TEL : 044-200-2271 Fax : 044-200-3598

E-mail : 28roudou@city.kawasaki.jp

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

TEL : 044-200-1806 Fax : 044-200-3950

E-mail : 88syogai@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市